

神 崎 町

大河内町

平成16年6月1日発行

合併協議会 だより 第4号



Okawachi

Kanzaki



ぐり～んカーニバルの様様

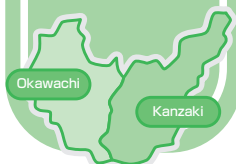
目 次

- 第4回合併協議会の結果報告 2
- 新町建設計画小委員会の結果報告 3
- 新町の事務所の設置方式について 4
- 行政サービスの比較 5
- 合併協議会からのお知らせ 6





第四回合併協議会が 開催されました。



四月二十八日、神崎町ケーブルテレビネットワーク局舎において、第四回神崎町・大河内町合併協議会が開催されました。協議会では、前回に提案された電算システムの取り扱いについて、協議が行われました。

開会にあたり、上野英一副会長（大河内町長）より、次のとおりあいさつがありました。

上野町長あいさつ

新緑の緑が映える好季節になって参りました。また、田植えの準備も始まり何かとお忙しい中、第四回合併協議会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。第四回協議会をむかえる中、新町名称・庁舎等検討小委員会、また新町建設計画小委員会は二回開催され、合併の核心に触れる議論となつて参りました。

同時に、姫路市・香寺町・安富町の一市二町の法定協議会も四月に設置され、本格議論となつており、広域行政事務組合問題が我々の合併問題の議論に大きな影響を与えようとしています。

先日四月二十日に中播消防署で正副管理者・助役・消防署長・事務局長会議が行なわれました。中播消防

の管理者、橋本香寺町長が辞任され尾崎市川町長に管理者が代わりました。当初橋本香寺町長は、姫路市と合併をしても消防の枠組みは当分現在の形でやらざるを得ないと言われていました。また、残りの神崎郡四町長もそうようにお願いしたいと申し上げていました。しかし、先日は八月には合併協定を結びたいので、広域事務組合の扱いを六月頃までに結論をみたい。香寺町としては、編入合併であるので姫路市がどのような方向を出すか、それに従わざるを得ないとのことでした。

現在姫路市の意向は、消防は姫路市消防としたい、衛生施設については、現姫路市の能力は十分あるが、地元の搬入受け入れの問題もあるので中播衛生施設を利用したい、農業共済についてはどのようにさせていただいた方がいいかという内容で、それぞれ言い分だけを聞いていますといところのように感じます。経費が一番かかるのは職員をたくさん抱える消防です。また、農業共済は国等の補助金が多く、町負担は少額です。

香寺町サイドから言えば消防施設も、現在船津・豊富・山田地区は人口一万五千人で出張所がありますので、人口二万人の香寺町にも出張所

の設置が出来、住民から言えばサービスが向上するし、姫路市から言えば香寺町が現在中播消防事務組合に支払っている負担金が大幅に削減できる中味ですから、行政効率から言えばそうなると言えます。しかし、夢前町長も、六月には一市一町の法定協議会の設置をいつています。夢前が姫路市と合併をすれば、現在九万人規模の中播消防事務組合の中の四万人が抜けることとなり、事務組合そのものの運営が困難になります。何とか現在の枠組みでのお願いを姫路市長、香寺・夢前町長にしていかなければなりません。非常にシビアな問題であります。展開の仕方如何によれば、神崎郡が姫路市に吸収合併と言うこともあり得ます。

また、市町村合併三法案が昨日二十七日、衆議院で可決されましたが、全国的な流れも見据えながら、合併の是非・時期も見極める必要があると考えます。

本日の協議事項として、電算システムの取り扱いがありますが、これも非常に経費のかかる問題です。二町異なるシステムですのでどのシステムにするかも難しい課題ですが、よろしく願いをして開会のあいさつとします。

報告事項

【報告第十六号】

合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について

合併協議会規約により顧問として選出されていましたが、馬場中播磨県民局長が異動されたことにより、顧問の変更がありました。

変更後（敬称略）

岡本 坦（兵庫県中播磨県民局長）
変更前

馬場英司（兵庫県中播磨県民局長）

【報告第十七号】

平成十六年度合併協議会予算について

平成十六年度の合併協議会の予算が報告され、会議費、事務局費、調査啓発費など総額三千三百三十万円の予算が承認されました。

【報告第十八号】

第一回新町名称・庁舎等検討小委員会の開催報告について

四月十四日に開催された第一回新町名称・庁舎等検討小委員会では、委員長及び副委員長を選任したほか、新町の名称の選定方針や選定方法、事務所（庁舎）の位置について提案されたことが立石委員長より報告されました。

【報告第十九号】

第二回新町建設計画小委員会の開催報告について

四月十六日に開催された第二回新町建設計画小委員会では、新町建設計画における計画策定の方針、新町（両町）の現状説明及び課題、また次回小委員会では、三分科会（民生・福祉、産業・建設、総務・文教）に別れ、ワークシヨップ形式により新町におけるまちづくりの課題について検討することが日和副委員長より報告されました。

【報告第二十号】

平成十六年度合併協議会補正予算（第一号）について

電算システムの統合・基本計画策定作業に伴い、歳入歳出それぞれ三百九十二万八千円を追加し、歳入歳出予算の総額を三千七百二十二万八千円とすることについて承認されました。

協議事項

【協議第十一号】

電算システムの取り扱いについて

電算システム関係業務については、住民サービスや事務処理能力の低下を招かないように配慮し、安全かつ確実な対策を講じながら進めることにより、合併時に統合すること承認されました。



第三回新町建設計画小委員会が開催されました

五月十四日、大河内町保健福祉センターにおいて、第三回目の新町建設計画小委員会（分科会）が開催されました。

今回の小委員会は三分科会に別れ、前回に提案された新町のまちづくりの課題について協議が行われました。

民生・福祉分科会では、「保健・健康・福祉と生活基盤に係る課題」「産業・建設分科会では、「自然環境と産業振興に係る課題」総務・文教分科会では「教育文化と行財政運営・住民参画に係る課題」についてワークシヨップ形式により検討されました。委員さんからは、普段感じられている各地域の実情や課題、さらに課題を改善していくために必要と考えられる取り組みやアイデアなど様々な意見がありました。





五月十八日、大河内町保健福祉センターにおいて、第二回目の新町名称・庁舎等検討小委員会が開催されました。今回の小委員会では、新町名称募集要領の検討項目である募集の範囲、選定基準、募集の周知方法、応募の方法・応募条件等について協議が行われました。今後も引き続きその他検討項目も含め、小委員会では協議していくこととなりました。

詳細な内容については、合併協議会で決定次第お知らせする予定です。



新町の事務所の設置方式について

	本庁・支所方式		分庁方式		総合支所方式
	①本庁集中方式	②本庁分散方式	③分庁方式	④分庁・窓口方式	⑤総合支所方式
概要	・2町の組織機構を本庁に集約し、残った庁舎にその地域の住民に直接関わりのある業務（窓口業務）を行う支所を置く。	・2町の組織機構を本庁に集約するが、本庁のスペースの関係上、一部の部門を支所に配置する。	・現在ある関係町の庁舎に、行政機能を部門ごとに振り分ける方式。	・現在ある関係町の庁舎に、行政機能を部門ごとに振り分ける方式。	・現在ある関係町の庁舎にその地域に関する事務の全般にわたって事務を掌る総合支所を置く。
図解	・本庁にすべての組織機能を集中する。 ・支所では、その地域の住民生活に直接関わりのある業務（窓口業務）のみを行う。	・本庁に主な業務を置く。 ・支所には、窓口業務と本庁に入りきれない部門を配置する。	・2町の従来の庁舎に各行政部門を振り分け、業務を分散する。 ・窓口も分散する。	・2町の従来の庁舎に各行政部門を振り分け、業務を分散するが、窓口部門は両方に置く。	・管理部門の統合にとどめ、2町の行政機能をそのまま維持する。 ・本庁機能として3役、議会、総務課、企画課等の管理部門のみ統合。
メリット	・事務の効率化が図られる。	・事務の効率化が図られる。	・両町、対等な扱いとなる（但し、条例でどちらかの住所を事務所の位置とする必要がある。）	・両町、対等な扱いとなる（但し、条例でどちらかの住所を事務所の位置とする必要がある。）	・住民にとって現状に近く、サービス提供が今までどおりで違和感がない。
デメリット	・地域によっては、本庁が遠くなる。	・地域によっては、本庁が遠くなる。	・既存施設を利用するため費用は少なく済む（改装費程度）。	・既存施設を利用するため費用は少なく済む（改装費程度）。	・既存施設を利用するため費用は少なく済む（改装費程度）。
デメリット	・すべての組織機能を集約するため、大規模改造が必要になる。	・地域によっては、本庁が遠くなる。	・窓口が分散するため、住民に混乱を招くおそれがある。	・窓口設置の分コストがかかる。	・職員数が今と同程度必要であり、合併による効率化が生かされにくい。（人件費の削減が困難）

※ 上記、「支所」は地方自治法の概念（市町村の事務の全般にわたって事務を掌る事務所）とは異なり、窓口業務程度を掌る事務所のことを指している。

行政サービスの比較

神崎町・大河内町の現在の行政サービスのうち、生活に身近なものを比較してみました。

● 税 率

平成15年度実績(年額)		神 崎 町	大 河 内 町
住 民 税	個 人 町 民 税 均 等 割	2,000円	2,000円
	個 人 町 民 税 所 得 割	標準税率(3%~12%)	標準税率(3%~12%)
	法 人 町 民 税 均 等 割	標準税率(50千円~3,000千円の9段階)	標準税率(50千円~3,000千円の9段階)
	法 人 町 民 税 法 人 税 割	標準税率(12.3%)	標準税率(12.3%)
固定資産税	土 地・家 屋・償 却 資 産	標準税率(1.4%)	標準税率(1.4%)

● 水道料金

平成15年度実績		神 崎 町	大 河 内 町
水 道 料 金	1ヶ月当たり使用水量を30m ³ として算出(家庭用13mm)	6,300円/月 <消費税込み> (基本料金9m ³ まで1,800円/月 メーター使用料90円含む) (超過1m ³ 210円) ※加入分担金 84,000円	6,300円/月 <消費税別> (基本料金10m ³ まで1,800円/月 メーター使用料100円含む) (超過1m ³ 220円) ※加入分担金63,000円

※神崎町は法適用における企業会計、大河内町は法非適用による特別会計。

● 下水道料金

平成15年度実績		神 崎 町	大 河 内 町
下 水 道 使 用 料	世帯人数4人の一般家庭として算出	4,390円/月 <消費税込み> (基本料金3,150円/月) (世帯構成員1人当たり310円/月) ※加入分担金315,000円	4,200円/月 <消費税別> (基本料金3,000円/月) (世帯構成員1人当たり300円/月) ※加入分担金350,000円

※神崎町は法適用における企業会計、大河内町は法非適用による特別会計。

● 国民健康保険税

平成15年度実績(年額)		神崎町(医療分)	神崎町(介護分)	大河内町(医療分)	大河内町(介護分)
保 険 税 率	所 得 割	6.35%	0.82%	5.30%	0.82%
	資 産 割	31.54%	5.00%	36.00%	7.00%
	均 等 割	26,800円	6,000円	24,600円	6,400円
	平 等 割	27,000円	4,000円	26,400円	4,800円
最 高 限 度 額		530,000円	80,000円	530,000円	80,000円

● 介護保険

平成15年度実績(月額)		神 崎 町	大 河 内 町
保 険 料 基 準 月 額		2,700円	2,800円

● 保育料

平成15年度実績(月額)		神 崎 町	大 河 内 町
幼 稚 園		4,000円 ※町立幼稚園 4園	4,000円 ※町立幼稚園 5園
保 育 園	3歳未満児の入所の場合	保護者の前年度所得税により 8,000円~54,000円の6段階 ※私立保育園 1園	保護者の前年分所得税により 9,000円~54,000円の9段階 ※町立保育園 1園

※サービス内容の違いについては、今後の合併協議会の中で話し合われることになります。

合併協議会からのお知らせ

◆ 第5回合併協議会

日 時：6月13日（日）午後1時30分～

場 所：大河内町保健福祉センター 2F 福祉講習室

◆◆ 第6回合併協議会

日 時：6月30日（水）午後1時30分～

場 所：神崎町ケーブルテレビネットワーク局舎 会議室

※ 協議会開催日は予定であり、両町の行事等に変更もあります。

◆ 協議会・小委員会の傍聴について

合併協議会・小委員会は、原則公開することとなっています。傍聴をご希望される方は、開会時間の15分前までに会場にお越しいただき、傍聴受付簿に住所・氏名をご記入ください。傍聴をされる方に傍聴証をお渡しします。

ただし、傍聴をご希望される方が多数ある場合には、会場の都合などで傍聴の人数を制限することもありますので、ご了承ください。

◆ ホームページを開設しています

神崎町・大河内町合併協議会では、ホームページを開設しています。

ホームページでは、会議資料や会議録などを公表している他、合併に関するご意見・ご要望なども受け付けています。内容は随時更新していきますので、ぜひご覧ください。

◆ ホームページアドレス

<http://www.town.kanzaki.hyogo.jp/gappeikyou/>

編集・発行

神崎町・大河内町合併協議会事務局

〒679-3116

兵庫県神崎郡大河内町寺前64

TEL 0790-34-0002 FAX 0790-34-0691

E-mail gappeikyou@town.okawachi.hyogo.jp

ホームページ <http://www.town.kanzaki.hyogo.jp/gappeikyou/>

